

不法投棄で5社行政処分

県許可取り消しや事業停止

建設系廃材を不法投棄したとして、県は三十一日、廃棄物処理法に基づき、伊勢市小俣町本町の解体工事会社「奏建」（梅村一平社長）に対し、産廃収集運搬業許可を取り消す行政処分を出した。

また、この不法投棄に関連し、許可のない業者に処分を委託したなどとして、大台町岩井の土木工事会社「西組」（西寛嗣社長）ら四社にも、事業を一時的に停止するなどの行政処分を出した。

両社のほかに処分を受けたのは、愛知県弥富市の廃

棄物処理会社「アメニティライフ」（堀川康俊社長）

▽解体工事業の小伊豆勝広氏▽明和町大淀甲の解体工事会社「世古口建設」（世古口芳男社長）の三社。

県によると、奏建は昨年三月下旬、解体工事で発生した約十ヘクタールの壁土を津市戸木町の空き地に不法投棄

した。この壁土を排出した西組は、許可のない世古口建設に産廃の処理を委託していた。

また、アメニティライフは小伊豆氏から受託した産廃の収集運搬を、当時は許可がなかった奏建に再委託

した。小伊豆氏は管理票を交付せずに産廃をアメニティライフに引き渡していたという。